

公益社団法人鹿児島県歯科衛生士会 旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県歯科衛生士会（以下「本会」という。）が負担する旅費について、必要な事項を定め、もって業務の円滑な運営と適正な支出を図ることを目的とする。

(旅費の定義)

第2条 本会役員、委員その他が会務により出張あるいは会議等に出席した場合、この規程において定める交通費および宿泊費を支給するものとする。

(旅費の支給額)

第3条 旅費はつぎのとおり支給する。

- (1) 交通費は規定の公共交通機関の運賃とする。
- (2) 宿泊費は実費とし、上限を1泊10,000円とする。

第4条 交通費は、最も合理的な順路および方法により施行した場合の旅費を支給する。

第5条 旅費の支給は、1人にて引き続き2種類以上の職務に従事した場合でも、その1つのみを支給する。

第6条 旅費計算上の旅費日数は、業務上必要または天災その他やむを得ない事情により、現に要した日数とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。